

介護キャリア段位制度の導入支援策のご案内

介護事業所・施設で介護キャリア段位制度に基づく評価を実施した場合、以下の施策が活用できます。介護キャリア段位制度は、有効なOJTツールであるとの評価を得ていますので、これらの支援策を活用して、積極的な導入を図ってください。

①介護報酬のキャリアパス要件への該当

介護事業所・施設において、資質向上のための計画に沿って、OJTの一環として介護キャリア段位制度を導入し、全ての介護職員に周知した場合、介護報酬の介護職員処遇改善加算におけるキャリアパス要件Ⅱと、介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件の「資質の向上」の項目のいずれも満たします。

②ジョブ・カードへの反映

介護キャリア段位制度に基づく評価基準により、ジョブ・カードの職業能力証明（訓練成果・実務成果シート）を作成できます。これにより、介護キャリア段位制度の実施を通じて、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施できます。また、介護職員も、ジョブ・カードを応募書類等として活用できます。

③職業訓練実施に対する助成【人材開発支援助成金（特定訓練コースまたは一般訓練コース）】

雇用保険の被保険者（*）に、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得を目的として、計画に沿って介護キャリア段位制度を活用し訓練を実施した介護事業者に対して、訓練経費や賃金の一部等を助成します。

* 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を除く

注：〈 〉内は生産性要件を満たす場合の額
 注：【 】内は、中小企業以外の介護事業者の場合
 注：経費助成の上限額はOff-JTの訓練時間数に応じる
 注：賃金助成・実施助成には限度時間あり

	Off-JT（座学）		OJT(キャリア段位) 実施助成
	賃金助成	経費助成	
特定訓練コース	介護職員1人 1時間当たり 760円〈960円〉 【380円〈480円〉】	45%〈60%〉 【30% 〈45%〉】	介護職員1人 1訓練当たり 20万円〈25万円〉 【11万円(14万円)】
一般訓練コース	介護職員1人 1時間当たり 380円〈480円〉	30%〈45%〉	

④職業訓練実施に対する助成【人材開発支援助成金（特別育成訓練コース：有期実習型訓練）】

有期契約労働者等（*1）に正社員転換や処遇改善を目的として、計画に沿って介護キャリア段位制度を活用し、有期実習型訓練（*2）を実施した介護事業者に対して、訓練経費や賃金の一部等を助成します。

*1 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む）

*2 ジョブ・カードを活用した、Off-JTとOJTを組み合わせた2～6か月の職業訓練

注：〈 〉内は生産性向上が認められる場合の額
 注：【 】内は、大企業の介護事業者の場合
 注：経費助成の上限額はOFF-JTの訓練時間数に応じる
 注：賃金助成・実施助成には限度時間あり

	Off-JT（座学）		OJT(キャリア段位) 実施助成
	賃金助成	経費助成	
	介護職員1人 1時間当たり 760円〈960円〉 【475円〈600円〉】	介護職員 1人当たり 正社員化した場合 70%〈100%〉 非正規雇用を維持 した場合 60%〈75%〉	介護職員1人 1訓練当たり 10万円〈13万円〉 【9万円〈12万円〉】

※②・③・④の内容詳細や助成金の申請方法等は、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせ下さい。

なお、上記は令和4年4月現在の内容です。今後変更となる場合があります。